

令和6年度女川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町長部局、議会事務局及び行政委員会（以下「町長部局等」という。）における物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な町内の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - イ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、調達の対象となる障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

5 調達の目標

物品等の調達目標金額は、令和5年度に町内の障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

調達実績（令和3年度）	292,040円
調達実績（令和4年度）	326,710円
調達実績（令和5年度）	236,380円

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成したときは、町公式ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後に町公式ホームページ等により公表する。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等について、障害者就労施設等からの情報収集に努め、町長部局等に情報提供を行うものとする。

8 担当窓口

本方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。

9 その他

物品等の調達のほか、庁舎等での販売場所の確保及びイベント等での販売機会の確保に努めるものとする。

別表（調達の対象となる物品等関係）

女川町における障害就労施設等から調達可能な物品等リスト

事業所名	所在地	カテゴリー名	物 品 等
女川町地域活動 支援センター うみねこ園	女川町鷺神浜字堀切 107-17 (TEL54-4028)	日用品	45Lポリ袋 (女川町指定)
特定非営利活動 法人 きらら女川	女川町鷺神浜字鷺神 144-7 (TEL98-8062)	食料品	さんまパン 菓子パン かりんとう ワカメ 加工食品 など